

特定非営利活動法人(NPO法人)と税金

平成24年4月

群馬県

～ 目 次 ～

I	税法上の収益事業とは（おもに国税である法人税の観点から）	・・・ 1
1	法人税法上の収益事業の範囲	・・・ 1
2	NPO法上の「その他の事業」と、法人税法上の「収益事業」	・・・ 2
3	具体的事業と収益事業の関係例	・・・ 3
(1)	国や地方公共団体等からの委託事業	
(2)	バザー	
4	税務署に提出する届出・申告書	・・・ 4
(1)	収益事業開始届出	
(2)	申告及び納付の方法	
II	法人の事業税・住民税について	・・・ 5
1	県税 ～ 法人の事業税・法人の県民税 ～	・・・ 5
(1)	県税事務所に提出する設立申告書等	
(2)	法人税法上の収益事業を行う場合	
(3)	法人税法上の収益事業を行わない場合	
2	市町村税 ～ 法人の市町村民税 ～	・・・ 11
(1)	法人税法上の収益事業を行う場合	
(2)	法人税法上の収益事業を行わない場合	
(3)	市役所及び町村役場に提出する届出	

I 税法上の収益事業とは (おもに国税である法人税の観点から)

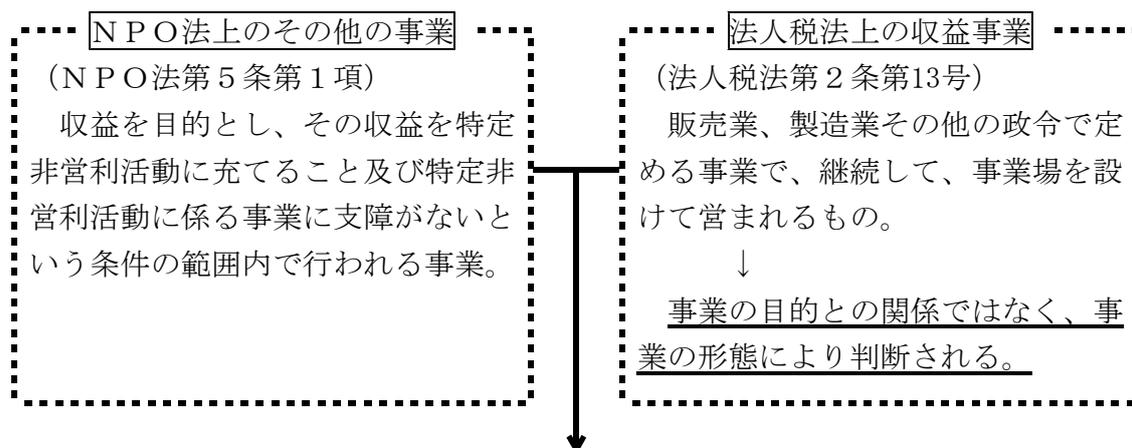
NPO法人は、法人税法上は公益法人等とみなされ、法人税法において収益事業として定められている事業を、継続して事業場を設けて営む場合に限り法人税が課されません。(NPO法第46条第1項、法人税法第2条第13号)

1 法人税法上の収益事業の範囲

上記の収益事業とは、次の34業種(その性質上、その事業に付随して行われる行為を含む)が該当します。(法人税法施行令第5条第1項)

- | | | |
|------------|------------------|--------------|
| 1) 物品販売業 | 12) 出版業 | 23) 浴場業 |
| 2) 不動産販売業 | 13) 写真業 | 24) 理容業 |
| 3) 金銭貸付業 | 14) 席貸業 | 25) 美容業 |
| 4) 物品貸付業 | 15) 旅館業 | 26) 興行業 |
| 5) 不動産貸付業 | 16) 料理店業その他の飲食店業 | 27) 遊技所業 |
| 6) 製造業 | 17) 周旋業 | 28) 遊覧所業 |
| 7) 通信業 | 18) 代理業 | 29) 医療保険業 |
| 8) 運送業 | 19) 仲立業 | 30) 技芸教授業 |
| 9) 倉庫業 | 20) 問屋業 | 31) 駐車場業 |
| 10) 請負業 | 21) 鋳業 | 32) 信用保証業 |
| 11) 印刷業 | 22) 土石採取業 | 33) 無体財産権提供業 |
| 34) 労働者派遣業 | | |

2 NPO法上の「その他の事業」と、法人税法上の「収益事業」



事業によっては、NPO法上では「その他の事業」とされない事業であっても、法人税法上は「収益事業」とみなされることがあります。

もともとNPO法人は、特定非営利活動を行うことを目的として設立されるものであり、営利を目的としているものではないため、株式会社や有限会社のようにその全所得について無制限に法人税を課することは適当でないとして、現行の法律では、法人税法上の収益事業から生ずる所得のみを課税対象としています。

そこで、NPO法人の営んでいる事業が法人税法上の収益事業に該当する場合は、たとえその営む事業がNPO法人の本来の目的たる特定非営利活動事業であるときであっても、その事業から生じた所得については収益事業課税の対象とされています。

この課税対象とされる法人税法上の「収益事業」の範囲については、一般企業との競合関係の有無や課税上の公平の維持など、専ら税制固有の理由から規定されているものであって、法人税法上収益事業に該当するからといって、NPO法人の特定非営利活動自体の非営利性が否定されたというものではありません。

3 具体的事業と収益事業の関係例

(1) 国や地方公共団体等からの委託事業

NPO法人が国や地方公共団体等から委託を受けた事業を行っている場合、その事業が公益的な業務であっても、法人税法上の収益事業の「請負業」に該当します。

ただし、その業務がその受託により委託者（国や地方公共団体等）から受ける金額が、当該業務のために必要な額を超えないいわゆる実費弁償方式により行われるときは、あらかじめ一定期間を限って所轄税務署長の確認を受ければ、その確認を受けた期間については、その委託を受けるNPO法人の法人税法上の収益事業とはしないものとなります。

(法人税法基本通達15-1-28)

(2) バザー

NPO法人が開催するバザーは、法人税法上の収益事業の「物品販売業」に該当する場合があります。

NPO法人が行う物品の販売が法人税法上の収益事業である「物品販売業」に該当するためには、NPO法人がその物品の販売を継続して事業場を設けて営まれることが要件とされています。

この場合の「継続して営まれる」とは、相当の期間にわたって事業が行われることが必要とされていますが、定期的又は不定期的に反復して行われるものや、販売活動は短期間であっても、通常一の事業計画に基づく事業の遂行に相当期間を要するものも含まれます。

さらに「事業場」とは、機能的にみてその事業活動の拠点となるべき場所をいいますので、具体的に特定した事務所や店舗がなくてもその拠点となる場所があれば事業場を設けて営むことになります。

4 税務署に提出する届出・申告書

(1) 収益事業開始届出

法人税法上の収益事業を行う場合は、新たに収益事業を開始した日から2ヶ月以内に、収益事業開始の届出書を所轄の税務署に提出しなければなりません。

(法人税法第150条第1項、同法施行規則第65条)

(2) 申告及び納付の方法

法人税法上の収益事業を行っている法人は、事業年度終了の日から2ヶ月以内に所轄の税務署に申告納付しなければなりません。

なお、その事業が欠損の場合であっても確定申告をする義務があります。

(法人税法第74条第1項第1号)

※ 法人税の申告や法人税法上の収益事業についてご不明な点がございましたら、所轄の税務署にお問い合わせください。

II 法人の事業税・住民税について

1 県税 ～ 法人の事業税・法人の県民税 ～

(1) 県税事務所に提出する設立申告書等

設立した日から2ヶ月以内に「法人設立設置申告書（群馬県県税条例施行規則第76号様式）」を所管の県税事務所に提出してください（群馬県県税条例第50条の2第1項）。

なお、法人税法上の収益事業を行っていない場合でも提出の必要がありますのでご注意ください。

また、上記により申告した事項に変更が生じた場合には、その事実が発生した日から10日以内に「法人の名称変更等の申告書（群馬県県税条例施行規則第76号の2様式）」を所轄の県税事務所に提出してください。（群馬県県税条例第50条の2第5項）

(2) 法人税法上の収益事業を行う場合

① 法人の事業税

法人税法上の収益事業にかかる所得に対して課税されます。

（地方税法第72条の2第1項、同法第72条の5第1項）

※ 平成20年10月1日以後に開始する事業年度分から、地域間の税源偏在の是正に対応するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの暫定措置として、法人の事業税の税率を引き下げるとともに、地方法人特別税(国税)が創設されました。

なお、法人の事業税と地方法人特別税を合わせた税額は、改正前の法人の事業税額と同じです。

② 法人の県民税

法人税法上の収益事業から生じた所得に課される法人税額を基礎とした法人税割及び均等割が課税されます。（地方税法第24条第1項第3号、第5項）

③ 申告及び納付の方法

地方税法施行規則第6号様式により事業年度終了の日から2ヶ月以内に所管の県税事務所に申告納付しなければなりません。

（地方税法第53条第1項、同法第72条の25）

※ 収益事業を行う場合の税額の計算方法

・課税標準となる「所得金額」が100万円の場合・・・ 合計 344,200円

① 法人税（国税）

$$100\text{万円} \times 18\% = \underline{180,000\text{円}}$$

② 法人の事業税（都道府県税）・・・群馬県の場合

$$\text{所得割} : 100\text{万円} \times 2.7\% = \underline{27,000\text{円}}$$

※ 地方法人特別税(法人の事業税と合わせて申告)

$$27,000\text{円} \times 81\% = \underline{21,800\text{円}}$$

③ 法人の県民税（都道府県税）・・・群馬県の場合

$$\text{法人税割} : 180,000\text{円} \times 5\% = 9,000\text{円}$$

均等割：年額 20,000円

$$\text{計} \quad \underline{29,000\text{円}}$$

④ 法人の市民税（市町村税）・・・前橋市の場合

$$\text{法人税割} : 180,000\text{円} \times 14.7\% = 26,400\text{円}$$

均等割：年額 60,000円

$$\text{計} \quad \underline{86,400\text{円}}$$

・課税標準となる「所得金額」が10万円の場合・・・ 合計 106,300円

① 法人税（国税）

$$10\text{万円} \times 18\% = \underline{18,000\text{円}}$$

② 法人の事業税（都道府県税）・・・群馬県の場合

$$\text{所得割} : 10\text{万円} \times 2.7\% = \underline{2,700\text{円}}$$

※ 地方法人特別税(法人の事業税と合わせて申告)

$$2,700\text{円} \times 81\% = \underline{2,100\text{円}}$$

③ 法人の県民税（都道府県税）・・・群馬県の場合

$$\text{法人税割} : 18,000\text{円} \times 5\% = 900\text{円}$$

均等割：年額 20,000円

$$\text{計} \quad \underline{20,900\text{円}}$$

④ 法人の市民税（市町村税）・・・前橋市の場合

$$\text{法人税割} : 18,000\text{円} \times 14.7\% = 2,600\text{円}$$

均等割：年額 60,000円

$$\text{計} \quad \underline{62,600\text{円}}$$

※ 税率については、各自治体ごとや所得金額等により異なりますので、税額の計算にあたっては、必ず確認してください。

(3) 法人税法上の収益事業を行わない場合

① 法人の事業税

課税されません。(地方税法第72条の5第1項第13号)

② 法人の県民税

ア 法人税割

課税されません。(地方税法第24条第1項第3号、第5項)

イ 均等割(年額2万円)

課税されます。(地方税法第24条第1項第3号)

③ 申告及び納付の方法

地方税法施行規則第11号様式により均等割について申告・納期限である毎年4月30日まで(4月30日が土、日、振替休日の場合は翌日となるため、今年は5月1日まで)に所管の県税事務所に申告納付しなければなりません。(地方税法第53条第24項)

④ 法人の県民税の減免

群馬県では、法人税法上の収益事業を行わない場合に限り、必要があると認められるものに対し法人の県民税（均等割）が減免できる場合がありますので、減免を受けようとするNPO法人は、③の納期限までに、「法人等の県民税減免申請書（群馬県県税条例施行規則第76号の2の4様式）」を所管の県税事務所に提出してください。
（群馬県県税条例第49条）

※ 県税の申告等についてご不明な点がございましたら、所管の県税事務所にお問い合わせください。

【県税事務所一覧】

県 税 事 務 所 名	所在地及び電話番号	電話番号
	所 管 区 域	
中部県税事務所	〒371-8501 前橋市上細井町2142-1	027-234-1800
	前橋市・渋川市・北群馬郡・伊勢崎市・佐波郡	
西部県税事務所	〒370-0805 高崎市台町4-3	027-322-6297
	高崎市・安中市・藤岡市・多野郡・富岡市・甘楽郡	
吾妻県税事務所	〒377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条町664	0279-75-3300
	吾妻郡	
利根沼田県税事務所	〒378-0031 沼田市薄根町4412	0278-22-4336
	沼田市・利根郡	
東部県税事務所	〒373-8508 太田市西本町60-27	0276-31-3261
	太田市・桐生市・みどり市・館林市・邑楽郡	

群馬県知事あて		法人等の県民税減免申請書 (県税条例第49条第2項の規定による申請書)	
		申請年月日	平成 24 年 4 月 20 日
申請者	所在地	群馬県大手町1-1-1	
	名称及び 代表者名	特定非営利活動法人税務の会 代表 群馬太郎 印	
次の法人等の県民税について、減免してください。			
法人税額の課税標準 の算定期間又は 均等割額の算定期間		平成23年 4月 1日から平成24年 3月 31日まで	
納 期 限		平成24年 5月 1日	
課 税 額	法人税割額	均 等 割 額	県 民 税 計
	-円	20,000円	20,000円
<p>〔減免を受けようとする事由〕</p> <p>当法人は、税に関する広報、周知等を目的に設立し、毎年春に県税事務所と協働して自動車税の広報を行い、また、年度末には税務署と協働して、確定申告を電子申告で行うよう街頭宣伝をするのが主な事業である。</p> <p>当該事業費は全て会員からの会費によるもので、その他の収入は預金利子程度であり、各公共団体との協働事業の内容を鑑み、減免を受けたく申請いたしました。</p> <p>照会対応：事務局長 群馬次郎 TEL 027-123-1234</p>			
添付書類	<p>① 法人の県民税均等割申告書</p> <p>② 事業報告書及び収支決算書（事業報告書及び収支計算書が、理事会等の承認を得ていない場合は、その案又はその期間に係る事業計画書及び収支予算書）</p> <p>③ 初めて減免申請を行う法人等は、上記書類の他、定款、寄附行為又は規約その他事業内容を確認し得る書類</p>		

2 市町村民税 ～ 法人の市町村民税 ～

(1) 法人税法上の収益事業を行う場合

法人税法上の収益事業から生じた所得に課される法人税額を基礎とした法人税割及び均等割が課税されます。(地方税法第294条第1項第3号、第7項)

(2) 法人税法上の収益事業を行わない場合

① 法人税割

課税されません。(地方税法第294条第1項第3号、第7項)

② 均等割 (年額5万円又は6万円)

課税されます。(地方税法第294条第1項第3号)

(3) 市役所及び町村役場に提出する届出

NPO法人を設立した場合には、所管の市町村に設立した旨の届出をしてください。

※ 市町村民税についてご不明な点がありましたら、市役所及び町村役場にお問い合わせください。

